

総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和3年度機構・定員査定の結果及び総務省における自主的な組織・定員管理の実施に関する訓令（平成14年総務省訓令第67号）に基づく審査結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
国際戦略局	総務省組織令の一部を改正する政令の施行によって、国際政策課が廃止され国際戦略課が新設されることに伴い、国際政策課に置かれている企画官及び国際広報官を国際戦略課に置くよう改めるもの。	本則第36条
	通信規格課に、標準化戦略室を新設することに伴い、その所掌事務を定める等の改正を行う。	本則第38条
	その他、必要な改正を行う。	本則第40条～第42条、同第45条、附則第15条

3 公布日

令和3年6月30日

4 施行期日

令和3年7月1日